

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年4月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	星野リゾート・リート投資法人
証券コード	3287
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	クワン・ミン・インベストメント・ピーティーイー・リミテッド (Kuang Ming Investments Pte. Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール、ファー・イースト・プラザ、#06-01、14 スコット ロード (14 Scotts Road, #06-01, Far East Plaza, Singapore)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光 水本 真矢 服部 友哉
電話番号	03-5223-7752

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2020年11月10日
訂正箇所	2020年11月17日に提出した大量保有報告書及びその添付書類である「株券等の売買の媒介者等の名称にかかる添付書類」の記載事項の一部に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、シンガポール支店を通じて行動するBNP Paribasとの間で2020年5月14日付で締結した借入契約に基づく債務の担保のため、提出者が保有する発行者の投資口8,378口についてシンガポール支店を通じて行動するBNP Paribasを質権者とする質権を設定しています。

提出者は、Credit Suisse AGシンガポール支店との間で2019年11月15日付で締結した借入契約に基づく債務の担保のため、提出者が保有する発行者の投資口1,693口についてCredit Suisse AGシンガポール支店を質権者とする質権を設定しています。